



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年8月19日（水） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
道路維持課	企画・市町村道係	若 林	内線 4614 直通 058-272-8556 FAX 058-271-7682
国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所	管理第一課	金 井	直通 058-271-9817

令和8年度 岐阜県道路啓開計画協議会（第1回）を開催します

令和7年4月16日に公布・施行された「道路法等の一部を改正する法律（令和7年法律第22号）」を踏まえ、岐阜県における道路啓開計画の策定に向けて、岐阜県、岐阜国道事務所及び県内市町村等で構成される「岐阜県道路啓開計画協議会」を設立し、第1回の協議会を下記のとおり開催します。

記

- 1 日 時 令和8年8月26日（水） 10:00～11:00
- 2 場 所 岐阜国道事務所 南棟2F大会議室（WEB併用）
（岐阜市茜部本郷1-36-1地内） ※別添位置図参照
- 3 内 容 （1）設立趣旨の説明、規約承認
（2）今年度の検討方針
（3）今後のスケジュール
- 4 主催者 岐阜県道路啓開計画協議会 事務局
（岐阜県 県土整備部 道路維持課、
国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課）

5 その他

本協議会は、議論の過程が明らかになることで混乱が生じる可能性があるため、取材は冒頭の挨拶までとし、それ以降は御退出をお願いします。

なお、協議会の結果については、協議会終了後、岐阜県道路維持課のWebページに掲載します。

（構成員）

道路管理者（国、県、市町村）、高速道路会社（NEXCO 中日本）、実働組織（警察、消防、自衛隊）、建設関連団体、ライフライン関係事業者、その他関係機関

【道路啓開とは】

緊急車両の通行確保のため、発災直後より、道路上に蓄積した土砂や瓦礫等の障害物の除去や段差解消等を行い、被災地への救援ルートを切り開く作業のこと。

大規模地震等の想定される災害に対し、発生時に迅速な道路啓開が可能となるよう、啓開の考え方や手順、事前に備えるべき事項等を定めた「道路啓開計画」の策定を進めます。

● 会 場 ： 岐阜国道事務所 南棟 2F 大会議室

（岐阜市茜部本郷 1-36-1）電話 058-271-9817

